

財政税制改革後の中国財政

齊 藤 節 夫

はじめに

- 一. 中国の財政構造
 - 二. 中国財政の分析
 1. 国家財政の現状
 2. 国家予算
 3. 予算外資金
 - 三. 中央財政と地方財政
 - 四. 財稅改革に伴う今後の課題
- おわりに

はじめに

中国は1994年に財政、税制改革を行い、分税制と所得税、流通税の改革を主とする財政体制改革を実行した。そのために、この論文では財稅改革に伴い、中国の財政構造がどのように変化したのか、また、資金の流れがどのように変わったのかについて分析する。

一で、中国の財政構造を、現在、日本経済で最も重要な課題の一つとなっている財政構造改革との関連で比較する。二で、分税制以後の中国財政の実態を分析し、三で、分税制とセットの財政移転支出（地方財政調整）制度により中央と地方（省以下）の関係、並びに、省の財政がどのように変化したのかにつきふれることにしたい。四で、財稅改革の今後の課題をのべる。

一. 中国の財政構造

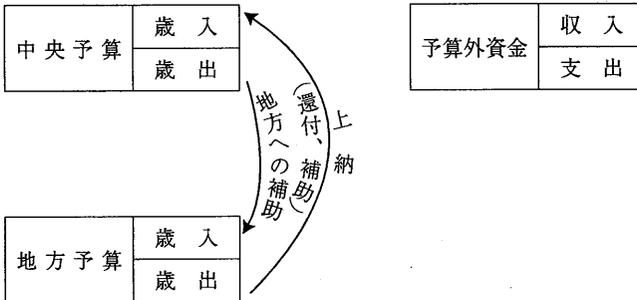
ここでは、まず、中国の財政構造を分析し、日本の財政構造と比較する。

中国の国家財政とは、一般的には国家予算（予算内資金）をさす。国家予算は中央予算と地方予算（省以下）の二つに分類される。そして、1994年の分税制により、財政収入は中央固定収入、地方固定収入、中央と地方の共有収入に区分され、中央レベルの収入と地方レベルの収入を各々確立することがめざされた。財政支出も中央財政支出と地方財政支出に分類された。その上、中央予算と地方予算との関連においては中央から地方への還付、補助と地方から中央への上納がある（1図）。

1図 中国の国家財政（I + II）

(I) 国家予算

(II) 予算外資金



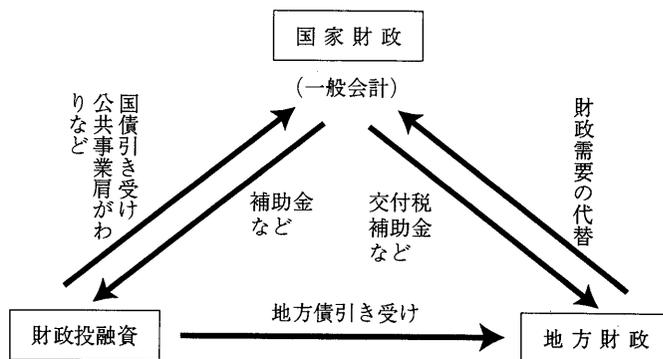
この分税制のめざすところは、「改革開放」後、分権化が進み「諸侯経済」をつよめた省（地方）から中央へ資金を集中し、そしてこれを中西部あるいは重要な産業部門へ重点的に再配分することにある。

以上がいわば狭義の意味の国家予算である。しかし、広義では国家予算に予算外資金を加えている。

予算外資金は第二の予算ともいわれかなり自由裁量の多い資金である。この資金は不動産や商品市場に流入するとも言われるし、資金の流れが不透明な部分を持つ資金である。中国の国家財政をみる場合この資金も考慮する必要がある。これは予算外収入、予算外支出より構成される。今回の財政改革で予算外資金の扱いもポイントの一つとなった（1図）。

これに対して、日本の財政構造は狭義では国家財政を示すが、広義では、国家財政、地方財政、財政投融资をさす（2図）。ここで財政投融资とは、郵便貯金、年金、簡易保険料などの資金を、政府系の金融機関や特殊法人などに投資あるいは融資を行い、社会資本整備などを行う資金である。税金や国債で資金をまかなう国の一般会計に対して、「第二の予算」とも呼ばれる。一般会計にくらべ、国会などのチェックが緩く、情報開示も不十分なために、「ブラックボックス」という批判もある。

2図 日本の国と地方の財政と財政投融资の関係



日本の場合、国が県をコントロールする仕方は、行政面では国が県に機関委任事務をまかせることと、財政面では県に対する地方交付税と補助金（国庫支出金）を支給することによっている。（ただし、最近は機関委任事務を自治事務と法定受託事務にわけ、国と地方を上下関係から対等な関係にする動きもある。）。

これに対して、中国では中央政府が省政府をコントロールするのは、行政面では許可権限と人事権であるし、財政面では財政システムによる中央からの補助と特別補助、租税還付を主体としているといえよう。

二. 中国財政の分析

1. 国家財政の現状

ここでは、分税制、税制改革以降の中国財政につき分析する。

まず、中国の財政の最近の特徴につきのべる。

第一に、近年の財政収入の伸びは速い。とくに、財稅改革以降の伸長率は大い。ただし、一方では財政赤字が続く。1986年以來毎年赤字であり、近年は500億元台の数字である。ただし、近年は赤字幅を縮小する努力をしているために赤字幅は拡大してはいない（1表）。

第二に、財政赤字に、国債（国庫券）、国外借款等を加えた実質赤字は、1996年2497億元、1997年2486億元と拡大し、実質的な赤字は拡大している（2表）。これに伴い後述するように国債の発行額が急増している。

1表 中国の国家財政

(単位：億元)

年度	項目	財政収入	財政支出	差 額
1990		2937.10	3083.59	-146.49
1991		3149.48	3386.62	-237.14
1992		3483.37	3742.20	-258.83
1993		4348.95	4642.30	-293.35
1994		5218.10	5792.62	-574.52
1995		6242.20	6823.72	-581.52
1996		7407.99	7937.55	-529.56
1997(決算)		8642	9197.06	-555.06
1998(予算)		9683.68	10143.68	-460

(資料)『中国統計年鑑(1997)』p. 235

1997年、1998年は第9期全国人民代表大会の財政相報告

2表 財政収支と債務収入

(単位：億元)

	財政収支 (A)	債務収入 (B)			実質赤字
			国庫券等	国外借款	(A)+(B)
1991	-237.14	461.40	281.27	180.13	698.54
1992	-258.83	669.68	460.77	208.91	928.51
1993	-293.35	739.22	381.32	357.90	1,032.57
1994	-574.52	1,175.25	1,028.57	146.68	1,749.77
1995	-581.52	1,549.76	1,510.86	38.90	2,131.28
1996	-529.56	1,967.28	1,847.77	119.51	2,496.84
1997	-570	1,915.96	-	-	2,485.96

注：1997年は予算を示す。

(出所)『中国統計年鑑1997』p. 256。97年度は『中国財政』1997年4期

3表 国民総生産に占める財政収入と支出

(単位：%)

項目 \ 年度	1991	1992	1993	1994	1995
GNPに占める中央 政府収入	4.3	3.7	2.8	6.2	5.7
GNPに占める中央 政府支出	5.0	4.4	3.8	3.8	3.5
GNPに占める中央 と地方政府収入	14.5	13.1	12.6	11.2	10.9
GNPに占める中央 と地方政府支出	15.6	14.0	13.4	12.4	11.9

(資料)『中国国債(修訂本)』p. 19

第三に、GNPに占める財政収入と支出の比率は、1991年から1995年にかけて下降している(3表)。従って、GDPに占める財政収入の割合も1990年の15.8%から1996年の10.9%へと下降している(4表)。これは、諸外国と比較しても圧倒的に低いし、とくに1979年の改革・開放以降、下降は顕著である(5表)。

いわば「小さな政府」とも言えるが、財政的には資金が政府に集中せず、「諸侯経済」であることをしめしている。

そのために、中国の財政当局としては、国内総生産額に占める財政収入

4表 国内総生産に占める財政収入の比重

年度	項目	財政収入 (A) (億元)	GDP (B) (億元)	A/B (%)
1990		2937.10	18547.90	15.8
1991		3149.48	21617.80	14.6
1992		3483.37	26638.10	13.1
1993		4348.95	34634.40	12.6
1994		5218.10	46622.30	11.2
1995		6242.20	58260.50	10.7
1996		7366.61	67800.00	10.9

(資料)『中国国債 (修訂本)』p. 20

5表 国内総生産に占める国家財政収入

(単位: %)

項目	年度	1979	1985	1992	1993
アメリカ		32.00	33.7	34.5	34.3
フランス		41.4	46.7	47.1	48.3
ドイツ		43.8	47.1	55.1	54.8
イギリス		38.1	43.4	39.8	39.5
オーストラリア		31.0	35.6	36.7	36.9
スウェーデン		54.0	57.8	61.0	58.4
中国		28.4	22.4	13.1	12.6
シンガポール		23.9	38.1	32.6	35.1
マレーシア		28.4	35.0	31.5	31.4
タイ		14.9	17.3	20.1	20.1

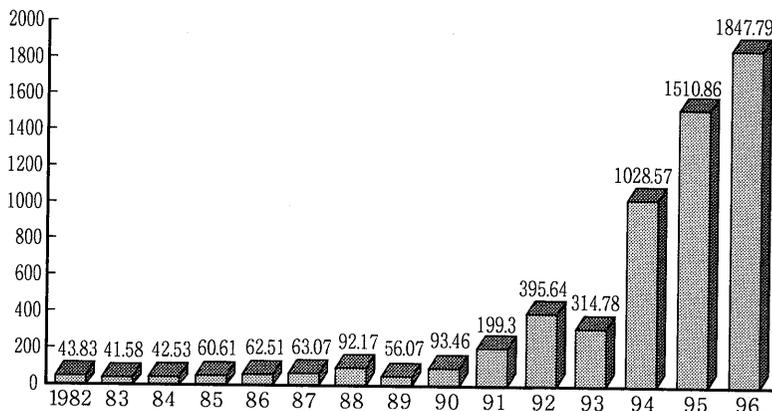
(資料)『中国国債 (修訂本)』p. 21

の比率を20%前後、全国財政総収入に占める中央財政収入の割合を60%前後に引きあげる方針である⁽¹⁾。1997年はGDPに占める財政収入の比率は、1996年の10.9%から11.5%へと若干上昇しているが、目標からはほど遠い⁽²⁾。

第四に、最近の中国の国債発行は増加している。中国の国債は1980年代はわずかであったが、1990年代とくに財政赤字が急増し始めた1994年から増加している。国債は92年396億元、93年315億元が94年に1029億元、95年1511億元、96年1848億元となり、さらに97年の予算では、

国内、国外債券発行額は2486億元、同98年も2809億元に達する（3図）。国債の発行は、財政赤字の補填、既発国債の元利支払い、国有企業の不良債権処理等が原因であろう。今後とも経済成長率8%を維持するためには（後述）、財政出動が必要不可欠であり、国債の増発は避けられな

3図 中国の国債発行額（単位：億元）



（資料）『中国国債（修訂版）』p. 67

6表 EU 11カ国の財政状況（1997年）

（単位：％）

	財政赤字 の対GDP 比 (3%以内)	政府債務 の対GDP 比 (60%以内)		財政赤字 の対GDP 比 (3%以内)	政府債務 の対GDP 比 (60%以内)
オーストリア	2.5	66.1	イタリア	2.7	121.6
ベルギー	2.1	122.2	ルクセンブルク	—	6.7
フィンランド	0.9	55.8	オランダ	1.4	72.1
フランス	3.0	58.0	ポルトガル	2.5	62.0
ドイツ	2.7	61.3	スペイン	2.6	68.8
アイルランド	—	66.3			

（資料）欧州委員会発表。—は財政黒字。カッコ内は通貨統合参加基準。

（注） OECDの推計によると、1997年12月で財政赤字の対GDP比はアメリカ、イギリスは1.1%である。

い。今後、中国も日本の財政構造と同じように財政の硬直化が一層進む可能性がある（日本の財政構造改革法では2005年までに国と地方の財政赤字を国内総生産比3%以下とし、赤字国債発行ゼロをめざす。なお、98年は6.7%）。6表で、EU通貨統合の財政的条件（財政赤字の対GDP比3%以内。政府債務の対GDP比60%以内）をも示した。中国の国債発行額や財政赤字を日本やEU諸国と単純に比較できないが、今後とも中国の国債発行額は注目する必要がある。

2. 国家予算

最近の中国の国家予算を分析する。中国の国家予算はこの数年表示の仕方に統一性がみられず、過去との比較が以前より一層困難となった。従来、国家予算は、經常予算と建設予算に分けて公示し、中央予算と地方予算も合計して表示されていた。しかるに、この2年間（97年予算、98年予算）は、中央予算と地方予算を公示し、しかも詳細に示されるのは中央予算のみとなり地方予算の項目の内容は不明である。後述のように、地方レベルの支出が予算（決算）全体のかかなりの割合を占める現状では、今迄以上に予算の全体像を把握しにくい。さらに、毎年表示される予算項目も年毎に異なっており、一貫性がなく、以前との比較は当事者でないとして理解しにくい。連続性と統一性が望まれる。

現在、中国経済は1997年7月に始まったアジアの通貨・金融危機の下で、元の切り下げの有無が議論されている。こうした状況下で中国経済は1997年は国内総生産は前年比8.8%増、小売物価上昇率0.8%でありまあまあの実績であった。1998年も朱鎔基首相の下で経済成長率8%、インフレ率3%以内の「高成長、低インフレ」をめざし、国有企業改革、金融体制改革、行政改革を三本柱とする。しかしながら、1998年の経済運営は内外の諸課題をかかえ、厳しい状況下にある。

中国の国家予算は前述の1表で示した。さらに国家予算を中央財政と地方財政に分けた場合、最近の特徴は中央財政に比して、地方財政のウエイ

トが高くなっていることである（7表）。とくに、分税制後は地方レベルの支出増加が顕著である。1996年（決算）で5768億円，1997年6672億円，1998年（予算）で7391億円となる。中央レベルの支出の2146億円（96年），2525億円（97年），2753億円（98年）と比較して数倍となる。また，8表では最近の中央予算を示した。

中央と地方予算を合わせた国家予算のうち，主要な項目をピックアップすれば次の通りとなる。

最近の予算項目で伸びが著しいのは，農業助成支出，教育事業費，科学事業費，国防費，基本建設支出等である。

以下で主要項目の概要を示す。

基本建設投資は中央予算（98年）では前年度比マイナスであるが，全予算での固定資産投資（基本建設投資と更新改造資金）は，10%増となった。

7表 中央財政と地方財政

（単位：億円）

		1996年(決算)	1997年(決算)	1998年(予算)
中央 財 政	一，中央の歳入	4252.26	4819.64	5309.19
	①中央レベルの収入	3649.07	4216.45	4711
	②地方から中央への上納金	603.19	603.19	598.19
	二，中央の歳出	4862.26	5379.64	5769.19
	①中央レベル支出	2145.98	2525.16	2752.52
	②租税還付と地方助成支出	2716.28	2854.48	3016.67
	三，収支	-610	-560	-460
地 方 財 政	一，地方の歳入	6433.82	7280.03	7989.35
	①地方レベルの収入	3717.54	4425.55	4972.68
	②中央から地方への租税 還付と補助金	2716.28	2854.48	3016.67
	二，地方の歳出	6371.59	7275.09	7989.35
	①地方レベルの支出	5768.4	6671.9	7391.16
	②中央への上納	603.19	603.19	598.19
	三，収支	62.23	4.94	0

（資料）全人代報告より作成（第8期，第9期）

しかるに、近年固定資産投資も変化がみられる。1997年は産業別では農業、林業、牧畜業、漁業、水利業への投資は96年に比較して40%増、エネルギー産業は21.7%、運輸、郵便通信業は14.8%増加し、他方不動産産業は97年第三・四半期迄に3.2%減となった⁽³⁾。地域別では、中西部地域へ傾斜投資政策がとられ、97年1—11月では、投資の増加率は西部地域22.4%、中部地域11.5%、東部地域10.8%となり、西部地域への増加が目立つ⁽⁴⁾。

以上のように農業投資と中西部地域への投資が増加している。また、

8表 中国の中央予算

1997年決算		1998年予算	
	金額(億元)	金額(億元)	対前年比 (%増)
中央歳入			
①各種租税収入	4220.2	4639.86	9.9
・消費税と付加価値税	3131.7	3413.36	
・関税、輸入品に対する消費税、 付加価値税	829.51	800	
・輸出における租税還付額	555	—	
・国有企業所得税	343.06	386.34	
・証券取引印紙税	202.16	—	
②その他の収入	78.31	—	
③企業欠損補助金	93.78	94	0.2
中央支出			
①基本建設支出	436.56	406.92	-6.8
②企業の潜在力発掘、技術改造資金	35.1	45.83	30.6
③科学技術3項費用	110.67	124.57	12.6
④農業助成支出	55.66	62.35	12
⑤文化、教育、科学等	184.94	207.17	12
うち教育事業費	89.14	100.02	12.2
科学事業費	67.16	75.38	12.2
⑥国防費	806.51	909.9	12.8
⑦政策的補助支出	223.17	234.75	5.2

(資料) 第9期全国人民代表大会の財政相報告

9表 中国の国防費の推移

項目 \ 年度	1989	90	91	92	93	94	95	96	97	98
国防費(億元)	246	290	325	370	425	520	631	698	806	910
対前年比伸び率(%)	14.0	18.0	12.2	13.8	14.9	22.4	21.2	11.3	15.4	12.9
歳出に占める割合(%)	8.4	8.7	9.1	9.0	9.0	9.6	9.9	9.4	9.0	9.0

(資料) 国防費は当初予算。全人代における財政相報告による。

1998年予算でも、固定資産投資を前年比10%以上とし、農業、林業、水利、エネルギー、運輸、通信、環境保全、企業設備の改造、住宅に重点をおき内導主導型としている。とくに住宅建設に重点をおいているのが特徴である⁽⁵⁾。

中国の国防費の増加も顕著である。1989年以来10%以上の伸長率が続いている(9表)。国防費は南沙諸島の領有権、台湾の独立阻止、さらには、チベット、新疆ウイグル、内モンなどの独立運動に対応し、さらに軍近代化にも対応するものとみられる。ただし、毎年の国防費の増大はアジア諸国に「中国脅威論」をまきおこしている。

なお、国防費につき日中政府の第5回安全保障定期協議(97年12月開催)で、中国側は97年の国防費は811億元でGNPの1.03%となり、今後国防費をGNPの1%前後に抑制していく方針を示した。中国が国防費にGNP比の総枠を設定していることを表明したのは初めてである⁽⁶⁾。とはいえ、国防費の実態は依然として不透明であることに変わりはない。

国有企業の改革は、赤字企業が全企業の45%に達するために、国家財政とも密接に関係する。

そのために、国有企業改革の現状をのべる。

国有企業の改革は当面の経済体制改革の重点である(第9期全人代報告)。そのため97年9月開催の中共15回大会でも国有企業に株式会社制度を本格的に導入する方針をうち出した⁽⁷⁾。国有企業の改革に対する政策

は、①朱鎔基首相によれば、「中核的な大中型国有企業を3年で苦境から脱出させる」、②「抓大放小」(大型に力を入れ小型は自由にする)、③紡績業を突破口に東部沿岸地域から進める、④国有小型企業は改組、提携、合併、リース、請負経営、株式合作制、売却等を行う、⑤一時解雇者の再就業と生活保障を行う。

つぎに、国有企業改革の現状は次の通りである。まず、国有企業のうち赤字の企業は、機械、繊維、軽工業、非鉄金属工業、化学、軍事工業などの伝統産業と特殊な業種に集中する。しかも赤字企業は小企業が80%を占める⁽⁸⁾。このために、大企業の改革に重点をおき、小企業は自由にする。さらに、大企業の改革では、①企業のグループ化を57社から120社へ拡大、②国が集中的に実験にとりくむ重点企業を300社から512社へ拡大(512社は国有工業企業の1%、資産の55%、売上高の60%以上、国に上納する利益と税金は85%を占める)、③58都市で試験的に実施している中小の国有企業を大企業に吸収合併させる実験を111都市へ拡大する方針をとった。

こうして行われた改革の実績は財政面からみると次の通りとなる。97年1-9月迄の国有工業企業の純利益は226億元で前年同期比67.7%増となった。とくに、①中央直轄型企業で純利益合計が43.3%増となったが、省など地方政府の支配下にある企業は全体で2億5千萬元の赤字。企業の二極分化が進む。②規模別でも大型国有企業が黒字幅拡大。中小の国有企業赤字。③地域別では97年7-9月期全国31省のうち14省・市で国有製造業の利益は黒字である⁽⁹⁾。

言う迄もなく国有企業改革の前提は自主権の拡大にある。しかし、国有企業の自主管理権はまだ不十分のようだ。海外経済協力基金と中国社会科学院の800企業へのアンケートによれば、経営自主権の中で生産販売権は9割、価格決定権は約8割が持つという。しかし、従業員の採用権は約6割、従業員の解雇は約5割、製品輸出、原材料の輸入、事業投資、資産購入権、資産売却権は2-3割の企業しか自主権を持たず実際は上部の

地方政府に人事権，投資決定権，資産処分・購入権を握られているようだ。さらに，国有企業改革では，失業者 500 万，一時帰休者 1 千万人の再就業，生活保障等の解決も課題である。

朱鎔基首相は，国有企業改革を 3 年で完成させる積りであるが，かなりの難問と言えよう。しかし，国有企業を赤字体質から脱出させないかぎり財政上は依然重荷が続く。

3. 予算外資金

今回の財政改革で予算外資金の扱いもポイントの一つになった。予算外資金は、「第二の予算」ともいわれ，かなり自由裁量の多い資金である⁽¹⁰⁾。

ここでの問題点は言うまでもなく，予算内資金に比較して予算外資金が増加していることにある。10 表で示すように，予算外資金は，1980 年代後半から 1992 年にかけて増加し，とくに，91 年，92 年の予算外資金は国家予算を上回る水準となった。

そのために，一部の予算外資金は予算の管理下に組みこまれ⁽¹¹⁾，1993 年以降予算内資金収支の包括する範囲が調整された⁽¹²⁾。そのために 1992 年以前とそれ以降を比較できないが，1993 年以降は予算外資金は予算の 30% 台となり，かなり減少した。

10 表 予算外資金収入

(単位：億元，%)

項目 年度	合 計	地方財政予 算 外 資 金	事業単位予 算 外 資 金	国有企業と 主管部門の 予算外資金	予算外資金の予 算収入に対する 割合 (%)
1990	2708.64	60.59	576.95	2071.10	92.2
1991	3243.30	68.77	697.00	2477.53	103.0
1992	3854.92	90.88	885.45	2878.59	110.7
1993	1432.54	114.71	1317.83	—	32.9
1994	1862.53	140.03	1722.50	—	35.7
1995	2406.50	171.65	2234.85	—	38.6
1996	3893.34	—	—	—	52.6

(資料)『中国財政年鑑 (1997)』p. 466

以上のように、予算外資金は、以前から比べるとかなりコントロールされつつあるが、やはり不明瞭な所が多い資金である。

三. 中央財政と地方財政

中央財政と地方財政についてみれば、分税制後大きな変化がみられる。

財政収入は中央収入が1994年56%、1998年は49%となり、1994年以前の毎年大体20~30%強より増加している(11表)。従って地方収入の方は94年44%、98年51%となり、以前の60~70%より減少している。分税制に伴ない中央への収入の増加がみられる。

これに対して、財政支出についてみれば、中央支出は30%前後、地方財政支出は70%前後となり変化がない。

従って中央財政収入を94年以降増加させそれを地方に移転している。この中央から地方へ資金を再配分している制度が財政移転支出制度である。

そのために、次に、財政移転支出(地方財政調整)制度につき分析したい。

11表 中央と地方の財政収入と支出比率

(単位: %)

年 度	財 政 収 入		財 政 支 出	
	中 央	地 方	中 央	地 方
1990	33.8	66.2	32.6	67.4
1991	29.8	70.2	32.2	67.8
1992	28.1	71.9	31.3	68.7
1993	22.0	78.0	28.3	71.7
1994	55.7	44.3	30.3	69.7
1995	52.2	47.8	29.2	70.8
1996	49.4	50.6	27.1	72.9
1997	48.8	51.2	27.5	72.5
1998	48.6	51.4	27.1	72.9

(資料)『中国財政年鑑(1997)』p. 461, p. 462より作成。

1997, 98年は全人代報告

12表 中央と省の財政関係

(単位：億元)

年度 \ 項目	省から中央 への上納	中央から省 への補助支出
1990	482.19	585.28
1991	490.30	554.75
1992	558.64	596.50
1993	600.31	544.63
1994	570.05	2,389.09
1995	610.01	2,534.06
1996	603.19	2,716.28
1997	603.19	2,854.48
1998	589.19	3,016.67

(出所)『中国財政年鑑(1996)』p. 535 と予算案より作成

12表で示すように、省から中央への上納は大体500～600億元で分税制以降も変化がみられない。それに対して、中央から省への補助支出は94年の分税制以降増加し、98年はそれ以前に比較して5倍以上の増加となった。

結局、分税制を実施した結果、中央収入が増加し、中央から地方への租税還付と補助金により地方支出も増加した。つまり、1979年の改革、開放政策により分権化が進展し、「諸候経済」の発展を促し、地方と企業に資金が集中した。分税制はそれを改め、地方から中央へ財政資金を集中することをめざした制度であると言えよう。

次に、各省別の中央から省への補助金と省から中央への上納関係につき分析する。

13表で示すように、中央への上納に対する中央から省への補助金の割合($\frac{A}{B}$)をみれば、割合が大きいのは内モンゴ79.6、寧夏73.3、青海70.4、甘肅64.8、吉林49、新疆49.4、広西45.9、貴州45.5、陝西41.7の順となる。大体、民族自治区か貧しい省である。

これに対してこの倍率が低いのは、上海1.4、江蘇1.9、天津2.1、北京2.3、浙江2.4、遼寧2.7、湖北2.9であり、比較的経済が発展している

13表 中央と省の補助金と上納金の割合 (1995年度)

地 区	中央から省への補助金 (A)		地 区	中央から省への補助金 (A)	
	省から中央への上納金 (B)			省から中央への上納金 (B)	
北 京	2.3		河 南	5.9	
天 津	2.1		湖 北	2.9	
河 北	4.2		湖 南	5.8	
山 西	4.8		広 東	5.5	
内 蒙 古	79.6		広 西	45.9	
遼 寧	2.7		海 南	14.0	
吉 林	49.0		四 川	6.8	
黒 龍 江	7.6		貴 州	45.5	
上 海	1.4		雲 南	22.7	
江 蘇	1.9		チベット	37.5	
浙 江	2.4		陝 西	41.7	
安 徽	5.5		甘 粛	64.8	
福 建	7.8		青 海	70.4	
江 西	37.2		寧 夏	73.3	
山 東	4.8		新 疆	49.4	

(資料)『中国財政年鑑 (1996)』 pp. 469—514 より作成

14表 省・市別財政比重 (1996年)

地 区	全国の財政		地 区	全国の財政	
	収入に占める比重 (%)	支出に占める比重 (%)		収入に占める比重 (%)	支出に占める比重 (%)
北 京	2.0	2.4	河 南	2.2	3.2
天 津	1.1	1.4	湖 北	1.7	2.5
河 北	2.0	2.9	湖 南	1.8	2.7
山 西	1.1	1.7	広 東	6.5	7.6
内 蒙 古	0.8	1.6	広 西	1.2	2.0
遼 寧	2.9	4.0	海 南	0.4	0.6
吉 林	1.0	1.8	四 川	2.8	4.1
黒 龍 江	1.7	2.6	貴 州	0.7	1.3
上 海	3.8	4.2	雲 南	1.8	3.4
江 蘇	3.0	3.9	チベット	0.0	0.5
浙 江	1.9	2.7	陝 西	0.9	1.5
安 徽	1.5	2.3	甘 粛	0.6	1.1
福 建	1.9	2.5	青 海	0.1	0.4
江 西	1.0	1.7	寧 夏	0.2	0.4
山 東	3.3	4.5	新 疆	0.7	1.4

(資料)『中国財政年鑑 (1997)』 p. 400

省・市である。

ただし、政府への上納は一定の基準があるとはいえ、かなり政治的な力が働いているようだ。たとえば、広東省の場合、1994年までは「財政請負制」であった。そして、以後、税目毎に一定比率を中央に上納する分税制となったが、分税制に最も反対したのが広東省である。広東省の上納金は請負制のころは10億元であったが、95年には290億元となった。広東省の税収は全国トップだが、上納額は上海市や浙江省、江蘇省など「親北京」の地方政府より少ない⁽¹³⁾。中央と地方との財政関係は複雑で不明瞭な点も多い。

なお、14表で省・市別財政の比重を示す。財政収入に占める比重が高いのは広東6.5%、上海3.8%、山東3.3%、江蘇3.0%、遼寧2.9%、四川2.8%、河南2.2%である。また、財政支出に占める比重は広東7.6%、山東4.5%、上海4.2%、四川4.1%、遼寧4%、江蘇3.9%、河南3.2%の順である。言う迄もなく、東部沿海省・市が財政収入、支出とも比重が高い。

四. 財稅改革に伴う今後の課題

中国の財稅制度、あるいは、財政、税金に関する問題点は次の通りである。

1. 分税制の一層の完備

分税制は一応確立されたが、まだ、課題も多い。分税制とセットの財政移転支出（地方財政調整）制度は確立されていない。

この問題につき財政相の劉仲藜は次のように言っている。分税制の財政体制を実施して2年、財政体制による補助と特別補助及び租稅還付からなる財政移転支出制度は一応形成された。しかし、この制度は不十分で、規範化されていない。この制度を確立するには、中央および地方政府の職務権限を明確に決める必要があるし、算出方法や統計データの作成面でかなり高い技術が要求される。さらに、中央財政は赤字で債務負担がかなり重

く、地方へ還付する財政資金が限られている。従って、今後は、①分税制の財政体制を完備するとともに、中央政府と地方政府間の職務区分を検討する。②省レベル以下の分税制体制における問題を解決することが必要である⁽¹⁴⁾。

2. 省レベル以下の分税制の確立

①省以下の財政体制の配分方法を制定し実施した。しかし、一部の省ではその地区の各レベルの政府の間における上下の財政配分の面において不合理な要因が存在している。税種の区分、税収の還元の操作方法で若干の問題がある。

②省レベルの税制体制でも次のような現象がある。収入の分け方は、一般的には、形態の異なる配分制、例えば、企業の従属関係による区分、納税者の所有制形態あるいは税源の業種による帰属の確定、比率に応じる利益の配分、企業の重点であるか否かによる配分等の方法をとっているが、各級地方政府の間で帰属を明確にした税種は少ない⁽¹⁵⁾。

3. 設備輸入関税の優遇策撤廃問題と、輸出税還付政策の調整

4. 国内外企業所得税の統一

1994年の税制改革で国内外企業の流通税制度を統一したが、企業所得税については国内と国外の二本建ての税制である。統一した企業所得税を設立する必要がある⁽¹⁶⁾。

5. 地方税収体系の確立と完備、ならびに地方税収体系の調整。

農村での各種料金や勝手気ままな割当（後述）があるので、新しい地方税の種目を設け、地方政府の収入を規範化する必要がある⁽¹⁶⁾。

6. 各種の料金、割り当て金の徴収禁止。

「法治」国家とは言えない中国では、地方政府が農民、企業、三資企業に対して勝手に課税しており納税者の反感をかっている。政府も第9期全国人民代表大会においても、「3乱」（むやみに罰金を科したり、分担金を割り当てたり、費用を徴収する）のを禁止せよとする⁽¹⁷⁾。

農民に対しては、「白条」（農産物の買い付け時に農民に現金を支払わず

に渡す略式借用書)、「緑条」(農村で決算不能になった焦げつき郵便為替)を行ってきた。これは建前上は禁止されているが実態はそうとも言えない。幾度となく「農村での各種料金や勝手気ままな割り当ての禁止」が出されていることからその事は言えよう。

また、地方の市長が自分で税率を操作し、企業から勝手に税金をとりたてている⁽¹⁸⁾。

三資企業に対しても各種の課税が問題となっている。若干の例をあげる。

①「乱收費」(税金以外のいろいろの名目で費用を強制徴収すること)もその1つである。

大連市で「河川改修」を名目にした負担の割り当てが問題になった。遼寧省内で起きた洪水被害対策費として外資系企業も「売上高の0.1%を負担せよ」というものである⁽¹⁹⁾。

②また、次のような例もある。

国家税務総局が外国企業の駐在員事務所にも法人税(税率33%)や営業税(同5%)を課税するという。従来、駐在員事務所は本社などとの連絡や情報収集の仕事のため非課税であったが、同総局は営業活動をしているとみているためである⁽²⁰⁾。

③中国の内陸部に進出した気化器の製造会社M社は地方政府から企業活動とは直接関係ない寄付や利用料(学校への寄付、工場への取り付け道路の使用料の請求)を要求された⁽²¹⁾。これは、「中国では事業で利益が出たら三分の一～五分の一は地元還元し、学校、病院、老人福祉施設を作ろうとする」⁽²²⁾。中国的な考え方を外資企業にまで押しつけた例である。

こうした事例は、長年にわたり中国社会が作り出して来た慣習である。今後、中国が法治国家をめざすとは言え、地方に至る迄浸透してきた慣習をかえるまでには時間がかかるし、また、簡単に変えられるとも思えない。

7. 財政法規体系の整備

第9次5カ年計画期間内に、予算管理法規、税収法規、国有財産管理法

規、会計法規、国家信用管理法規、財政監督法規の整備が必要である⁽²³⁾。また、党と政府幹部の腐敗防止のためには、予算外資金管理制度の整備も課題である。

おわりに

財政、税制改革以降の中国財政について、多方面から分析した。国家財政、中央財政と省財政についてはみてきたが、省と省以下の財政や、税制や税金については述べられなかった。他日を期したい。

- (1) 「当前財政形勢与振興国家財政」『経済学動態』1998年1号
- (2) 第9期全国人民代表大会の財政相報告
- (3) 「1997年国民経済和社会発展統計公報」、『経済日報』1998年3月5日。
「中国の投資構造に前向きの変化」、『中国通信』、1997年11月7日。
- (4) 「固定資産投資構造に変化、農業と西部地域が大幅増」、『中国通信』1998年1月26日。
- (5) (2)と同じ
- (6) 『日本経済新聞』1997年12月19日
- (7) 『人民日報』1997年9月22日。
- (8) 「国有大中企業の苦境脱出に自信」『中国通信』1997年10月30日
- (9) 『日本経済新聞』1997年12月17日。『中国通信』1997年12月19日
- (10) 中国政府は地方政府や国有企業などが様々な名目で不当に費用を徴収したり脱税したりして手に入れた資金は少なくとも3千億元になるとみている。福建省政府も95年に予算外資金が101億元あり財政に計上されたのは4割足らずという。(『朝日新聞』1996年7月6日)。なお、北京市幹部の腐敗を扱い庶民の怒りをかった小説『天怒』も、予算外資金の不正使用を題材としている。
- (11) 『中国経済白書』p. 163
- (12) 『中国財政年鑑(1996)』p. 540
- (13) 『朝日新聞』1997年5月25日
- (14) 『財政』1996年5期

- (15) 『中国経済白書』1996年, 日本語版, p. 169, p. 174
- (16) 同上, p. 169
- (17) 第9期全国人民代表大会での財政相報告
- (18) 各種新聞による
- (19) 同上
- (20) 同上
- (21) 同上
- (22) 孔健, 『日本人は永遠に中国人を理解できない』 pp. 89—90.
- (23) 『中国経済白書』 p. 170